掛川市規則第３２号

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和３年１２月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

掛川市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和２年掛川市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第25条第２項中「次の各号に掲げる」を「次の各号の」に、「当該休暇に係る期間について」を「その期間」に、「次の各号の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の６号を加える。

(12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合　正規の勤務時間の始め又は終わりに、１日を通じて１時間を超えない範囲内で、必要な時間

(13)　妊娠中又は出産後１年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第１項に規定する健康診査を受ける場合　別表第５に定める受診回数（医師等の特別の指示があったときは、当該指示された回数）で、１回につき、必要な時間

(14) 女性の会計年度任用職員が出産する場合　医師又は助産師の証明により出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から出産日の翌日から起算して８週間を経過する日までの期間

(15) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において５日（当該通院等が体外受精その他の市長が別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(16) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合　市長が定める期間内における３日の範囲内の期間

(17) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の８週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における５日の範囲内の期間

第25条第３項中「当該休暇に係る期間について」を「その期間」に改め、第１号から第４号までを次のように改める。

(1) 生後満１年に達しない子を育てる女性の会計年度任用職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合　１日につき２回（１回につき30分）

(2) 会計年度任用職員の配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が定める者が負傷又は疾病のため看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める世話を含む。以下同じ。)を必要とする場合で、当該会計年度任用職員が看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき　一の年度において５日（小学校就学の始期に達するまでの子を２人以上養育する職員が当該子を看護する場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(3) 勤務時間条例第９条第４項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。)の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（要介護者が２人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(4) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合　必要と認められる期間

第25条第２項第８号及び第９号を削り、同項第10号を同項第８号とし、同条に次の３項を加える。

4　第２項第15号から第17号まで並びに前項第２号及び第３号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、１日又は１時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に１時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

5　１日を単位とする特定休暇は、１回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

6　１時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって１日とする。

(1) 次号及び第３号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員　７時間45分

(2) 斉一型短時間勤務職員　勤務日ごとの勤務時間の時間数（７時間45分を超える場合にあっては、７時間45分とし、１分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

(3) 不斉一型短時間勤務職員　７時間45分

附　則

この規則は、令和４年１月１日から施行する。